

新工ネ利用特措法検証委員会 第3回会合 議事録

日時：2004年3月16日（火）14:00～17:00

場所：参議院議員会館第1会議室（東京・永田町）

出席者：末尾「出席者リスト」参照

議事次第

(1)開会・趣旨など

(2)各セクターからの最新情報の提供・共有

<報告予定者>

堀史郎氏（経済産業省資源エネルギー庁新エネルギー等電気利用推進室長）

吉田恵一氏（東京電力株式会社企画部調査グループ課長）

可児浩一郎氏（日本風力発電協会事務局長）

林田耕作氏（東京二十三区清掃一部事務組合施設管理部発電計画担当課長）

(3)系統連系研究会の報告（GEN）

(4)電力会社への公開再質問状への回答の報告（GEN）

(5)論点整理など（GEN）

(6)国会議員からの発言（適宜）

(7)議論

(8)その他

当日配布資料一覧（ホームページ別枠に掲載）

趣旨・進行案、参加者リスト（GEN、本紙表裏）

各セクターの報告者のペーパー

- ・RPS法の施行状況について（資源エネルギー庁資料）
- ・新工ネ等利用特措法（通称RPS法）に関するアンケート票（可児浩一郎氏資料）
- ・東京23区清掃一部事務組合における新工ネ利用特措法に基づくクレジット取引の状況

（林田耕作氏資料）

系統連系研究会まとめ（GEN）

電力会社への公開再質問状への回答（GEN）

新工ネ利用特措法検証委員会 論点の整理（GEN・飯田代表）

参考資料（1）「議会と自治体」2月号 GEN・飯田代表原稿「自然エネルギー促進の課題」

参考資料（2）2月15日・朝日新聞社説「促進どころか抑制法」

参考資料（3）自然エネルギー2004（Renewables 2004）について

議事録

（注1：以下すべて敬称略です）

（注2：当日配布資料があった報告は、基本的に、詳細を略し配布資料参照とさせていただきます）

畑 直之（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

配布資料：新エネ利用特措法検証委員会 第3回会合 進行案

（詳細略、詳しくは上記配布資料を参照のこと）

- ・ 挨拶、配布資料の確認と本日の議事の予定の説明。
- ・ 順番に報告をお願いしたい。まず初めに、資源エネルギー庁の堀さんをお願いしたい。

堀 史郎（資源エネルギー庁新エネルギー等電気利用推進室 室長）

配布資料：RPS法の施行状況について

（詳細略、詳しくは上記配布資料を参照のこと）

- ・ 資源エネルギー庁の堀です。お手元の資料をご覧頂きたい。PRS法は昨年四月から施行という事で、今年度が施行後の1年目である。PRS法はご存知のとおり、法制度上の法律事項がある。一つは利用目標の決定であり、昨年一月に、今後の発電の見通しを決定した。それから、実際に新エネルギーの電気が発電されている設備の認定作業がある。これは、一昨年12月からやっているの、大体新エネルギー電気の発電の設備はこれぐらいかなという感じだ。太陽光発電の設備の数自体は13万件となっているが、ご周知のとおり、今年度で大体6万件ぐらいの申し込みがあり、最近ますます新設が進んでおり件数は多い。それから、バイオマス発電の設備容量自体は270万kWだが、今まで石炭火力をやってきたものに木屑を入れるとか、あるいはゴミを入れるとか、これから益々そういった混燃という形で発電量が伸びる。バイオマス発電の見かけ上のkWも重要なのだが、実際問題としてバイオマスに使っている割合というのは見かけほど大きくはないということを含めて、ご覧いただければと思う。そして、3月1日現在では13万2973件の設備が認定されている。今年の利用義務量は、今現在で32.7億kWである。これを電力事業者や独立電気事業者の方々に配分するという形だ。電力の義務についても、いくつかの原則がある。一つは、年度末に電気使用量を届けていただく。もう一つは、電気相当量という形で届けていただく。その上で、その量を売り買いしていただくというスキームがある。電気相当量については、年に四回、四半期ごとに証書を売るという形になっており、現在の所、届出をされた方は全部で11億kWhぐらいになる。もちろん、この方々は全て取引を実施されたわけではないので、取引量としてはそんなにないというのが現状だ。これからだんだんと制度が成熟化していくにつれて、取引量というのは増えていくだろうと思っている。これからの予定だが、今年度が終わると、4月1日から6月1日までの2ヶ月の間に、各電気事業者は義務の達成状況についての届出をすることになっているので、6月1日までの間も今年度の取引が行われ、6月1日以降に今年度の義務履行の状況が確定となる。進行状況について現在としては、以上である。

畑 直之（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

- ・ 堀さんどうもありがとうございます。続いて、東京電力の吉田さんから、最新の状況の報告ということだが、先ほど堀さんから説明があったとおり、まだ取引が進んでないということもある。今回は口頭での報告にさせてほしいという申し出があったので、口頭での報告ということで、よろしくをお願いしたい。

吉田 恵一（東京電力株式会社企画部調査グループ 課長）（配布資料なし）

- 東京電力企画部の吉田です。電力会社の立場として、現在の新エネ特措法に対する当方の状況、取引上の状況について伺いたいというご要望があったので報告する。先ほど畑さんからご紹介があったように、今年度の確たる見通しは立っていない。しかしながら、もはや3月の半ばに入るので、これまでの発電量を概算した量は積み上がってきている。東京電力の場合、15年度では、太宗は廃棄物発電からの購入分の中のバイオマスである。それから伸びている太陽光、風力・小水力からの発電量でRPS法の義務履行が達成できるかどうかということになる。正直な所、義務履行がどうという事に関しては、なかなか微妙であり大丈夫とこの場で申し上げるような状況でない。じゃあどうするのかという話だが、特措法の中で4月1日以降6月1日までに、最終的な義務履行届出をするということであるので、東京電力のみならず各社ともに3月末までの状況を見極めて、それによって新エネ電気相当量の取引というものも変わってくると思う。特に初年度であり量的感覚がつかめていないということがある。まず自分の足元を固めた後に、足りないということであれば、他社から新エネ相当量を買うといった取引が出てくるのではないかと。ということで、現在までは私どもでは契約を締結させて頂いた所はない。おそらく4月以降6月までの間の義務履行の際の話になると思う。仮に義務量が達成できれば、本年度については特に取引を行なう必要はないということになる。
- クレジットの価格については悩ましい。難しいのは、発電コストからのアプローチか、市場からのアプローチかということである。発電コストは電源の種類ごとに異なる。そのため、発電コストからのアプローチでは電気のみを差し引いた価格となり、一方、市場からのアプローチでは全ての電源からのクレジットが全く同じに扱われることとなる。例えば、太陽光や小規模風力からのクレジットも大規模風力と同じように扱われれば採算的にはかなり厳しいことは認識している。逆に発電コストから電源別のアプローチでは、RPS法の本来の趣旨とは違ってくる可能性がある。後ほど報告があると思うが、イーレックスが東京23区清掃工場からクレジットのみ9.1円/kWhで購入している。また東北電力は風力からクレジット込みで7円/kWhで購入したということだ。このため、「いったいクレジット価格はどうなっているのか」という趣旨の質問をよく受けるが、先程申し上げた、コストからのアプローチか、市場からのアプローチかという点がある。
- これに関連して、義務量達成にかける各社の間接コストも見逃せないのではないかと。平成15年度の各電気事業者の基準利用量が一番多いのは東京電力で9.9億kWhであり、一番小さな所は沖縄電力で約700万kWhである。これに対してPPSの義務量は、最高がエネットの500万kWhだが、これはずば抜けて大きく、他はイーレックスが5万kWhなど、基準利用量としてはかなり小さい。例えば、1千万kWhでも1万kWhでも、クレジット取得の間接コストは取引量に関わらず、ほぼ変わらないので、小さい所ほどkWhあたりの負担が大きくなる。全く推測の話ではあるが、このあたりもクレジット価格にかかわってくるのではないかと。そういったことから、市場アプローチなのかコストアプローチかという問題の他に、各社のスケールによる間接コストというものも取引の価格に関係していかざるを得ないと考えている。こういった要素を考えた上で、足りない場合には、何らかの形で新エネ相当量を評価していく形で、おそらく4月以降に色々な取引引きが出てくるのではないだろうか。

畑 直之（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

- 質問・確認などあればお出し下さい。なければ、次に風力発電の事業者からということで、日

本風力発電協会事務局長の可児さんからのご報告をお願いしたい。

可児 浩一郎（日本風力発電協会 事務局長）

配布資料：新エネ等利用特措法（通称 RPS 法）に関するアンケート票

（詳細略、詳しくは上記配布資料を参照のこと）

- ・ 日本風力発電協会の事務局長をやっています可児です。日本風力発電協会は、風力発電に関わるメーカー、風況コンサルタント、土木会社、輸送業者、ファイナンスなど様々な分野の約 110 社の企業から成る。私どもにとって RPS 法というのは、いわば最も重要な課題である。そこで会員企業にアンケートを実施した。その結果がお手元の資料にある。回収率は 56.4%である。お手元のあるものはまだ「生」の形のものであり、現在分析中である。回答者の皆様は、RPS 法の内容や運用について、極めて高度な理解をもった方々から、ほとんど理解していない方々まで千差万別であり、その整理もまだできていない。実は Q5 という、自由意見を出す場があったのだが、ここにはまさに千差万別の意見が見られたため、誤解を生む恐れがあるので省いた。ですから、この結果だけで何かに関する判断や RPS 法に関して良い悪いと言うことはできない。これについては、追って、日本風力発電協会として、公式なコメントを出すつもりである。我々協会として、RPS 法が継続された場合に風力発電産業はどうなるのかというシナリオを書くことが必要である。また、RPS 法をどこかで見直すならば、どのような情報開示が必要か、義務量や経過措置をどうするか、電源別の義務量が必要になるか、2010 年以降はどうするのか、さらに取引のプロセスの見直し、RPS 法の証書の市場性は本当にあるのか、抽選・入札・随意契約など各電力事業者による対応が異なっていることは本当に良いことなのか、RPS 法の証書に関して上限があって下限がないのはなぜか、コスト構造が異なる新エネルギーごとの措置が必要なのではないか、など色々な疑問が出てくる。私どもとしてはアンケートの結果を足がかりにできるだけ具体的かつ論理的な提言をまとめたい。そういうわけで、今回はあくまでも内部でのご参考ということでお取り扱いにご留意頂きたい。
- ・ それでは、アンケートの大雑把な生の結果を報告する。Q1 は「皆様は RPS 法をどう受け止めておられますか」という非常に漠然とした質問である。実は非常に良かったと答えた方が 1 社だけおられた。やや不満、大いに不満を合わせると 64.5%である。そして、RPS 法の制度に関する疑問点については、回答者の理解度に非常にばらつきがあり、様々な回答があった。例えば、目標量決定根拠がわからない、また、電気事業者の果たす役割がわからないという回答が比較的多い。これについては、もう少し分析しなければ判断が難しい。それから Q2 では、「RPS 法の運用に関して」である。これは法律自体の運用もさることながら、法律が施行された後の電力事業者側の受け入れ体制も含んでどうかということを質問した。大雑把な結果では、様々な分野で不明な点が多い、情報の開示を求める、という声が強い。なぜかというと、110 社というのは風力発電産業というこれから伸びていくと期待されている産業であり、その会社として事業計画にかかわってくる問題だからだ。それで、そのあたりの透明性をもう少し出して頂きたいという声が多かったのだろう。それと、電力事業者の対応としての抽選とか入札について、不都合が多かったとのコメントが多かった。「取引形態はどのようなものがいいのか」という質問に関しては、やはり、抽選には比較的否定的である。どちらかといえば、風力を建てる事業者側の権利を守る形態を希望されている。というのは、交渉事で買い手側に立つのは電力事業者側なのだが、どうしても電力事業者側の土俵の中で相撲を取らされていることに関して

フェアではないという声が出ている。Q3の「RPS法というのは御社の事業計画についてどのような影響を与えたか」という比較的生々しい質問である。余り変化がないという回答も多いが、やはり何らかの影響を被った、例えば前倒しをせざるを得なかった、あるいは後ろに持っていかざるを得なかった、あるいは諦めた、などという例が43%ほど出ている。これはRPS法施行前と後ということで考えて頂きたい。RPS法施行によってどのような結果が出たかに関しては、自分たちの事業計画に対して肯定的な方向であったという回答はわずか3.2%であり、それに対し否定的な回答は80%を上回っている。やはり理由は、採算、将来が良く見えなくなるという不安を抱いているためである。最後に「RPS法が今後改正される場合、どのようなことを希望するか」という質問に対しては、様々な希望がある。例えば、新エネ等電気相当量価格の下限値を設定してもらいたいというものがある。この希望価格には、とんでもない値段も出てきたりする。こういうものを、我々としてはできるだけ公正な立場で整理・分析をした後、協会としての最終的な結論を出すつもりである。まだ、これはあくまでも生の材料であり、協会の中でも本日この資料を出そうか迷った。しかし、こういう資料がすでにあり、我々は作業中であるということを理解して頂くためにこれを本日皆様の前に出すことにした。

畑 直之（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

- ・ ありがとうございます。細かい点だが、可児さんの資料の最後が切れているように見えるかどうか。

可児 浩一郎（日本風力発電協会 事務局長）

- ・ 実際に切れている。このあとにQ5というのがあるが、あまりに読み取りにくいので掲載を遠慮させて頂いた。

畑 直之（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

- ・ 今後議論が続いていくが、現在国会議員の方がいらっしゃっているので、是非佐藤謙一郎衆議院議員にお願いしたい。

佐藤謙一郎（衆議院議員）

- ・ 民主党のかつて環境政策の責任者を担当していた佐藤謙一郎です。このところずっとさぼっていたので心を入れ替えて勉強していきたい。RPS法が導入された前後に、我々が議員立法で作った法案が脇に置かれてしまったのは非常に残念な思いであった。これからRPS法を検証しながら、なお、私自身は再生可能エネルギーのより市民の側に立った法律というものを、市民参加のもとでこれからも作り上げていくことに力を費やしていきたい。ただ、私はどちらかというと自然環境派というか、野生生物保護基本法を作っており、皆様方といずれ議論の場を持てればと思う。今日それぞれ報告される皆様方の資料をもとにして勉強し、もう一度現場に復帰したいと考えている。お詫びも兼ねて今日うかがわせて頂いた。どうもありがとうございました。

畑 直之（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

- ・ どうもありがとうございます。是非、一緒にやらせて頂ければと思う。

大林 ミカ（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク 副代表）

- ・ もしかしたら、議論の場という形になるかもしれないが、エネ庁の堀室長や東京電力さんから是非アンケートに関するコメントを頂けたらと思う。可児さんはアンケートは整理されていないとおっしゃったが、例えば事業者の方がRPS法についてよく知らないというのは現実である。それは混沌とした中で制度が行なわれているということであり、アンケートが非常に「生」の声だということだと思う。

可児 浩一郎（日本風力発電協会 事務局長）

- ・ 少し「生」すぎるかもしれない。実はエネ庁さんにはもうお出してある。「まだこれは正式なものではなく、これから正式なものを出しますので、ちょっと見ておいて下さい」という程度の意味である。だから、今、堀室長や中島補佐から何かおっしゃるということは、私どもとしては逆につらいところがある。

堀 史郎（資源エネルギー庁新エネルギー等電気利用推進室）

- ・ もちろん、いろいろなご意見があると思う。我々としてはいろいろなご意見を考慮して、もし改善する必要があるならば考えたいと思う。最初に、利用目標の設定に関してなど制度が良く分からないというお話があった。我々としては、ホームページ上で説明したり、事業者向けに全国で説明会を開いたり、個人の方にはダイレクトメールを送ったりして、広報には努めているところである。もしこれからもっと良い方法があれば、なお一層皆様のご理解を頂き、正しい知識を得て頂けるよう、努めていきたいと考えている。それから、将来のことについては目標値という形で既に発表はされており、各社ごとの義務量の見通しなども、これから供給量なども変わってくるので断定的なことは言えないが、試算という形で示して行きたい。また、企業秘密などで公開できない情報もあると思うが、取引に関する情報などもなるべく出して行けたらと思う。

畑 直之（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

- ・ どうもありがとうございます。それでは東京電力・吉田さんいかがでしょうか、お願いしたいと思う。

吉田 恵一（東京電力株式会社企画部調査グループ 課長）

- ・ アンケートの報告ありがとうございました。これから、結果を分析・整理されて行くだろうと思う。特にRPS法に関して電力会社との関係で言うと、風力の連系に関する問題と、電気の買取あるいは電気プラスRPSクレジットの買い取りという契約の問題と、大きく2つあると思う。この風力連系の問題はRPS法の前からある問題である。だから全然関係ないと言うことではなく、RPS法があるなしに関わらず大きな課題であると認識している。電力会社によって事情やポジションが随分違うので、一概には言えない。ただ系統連系については、我々電力会社の系統でありながら、今後の自由化の中で中立的な運用をして行かないといけない、ということは十分認識している。実際の開放する窓口の所で、そういった中立的な運用とか透明性を徹底しない点があれば、セキュリティとかそういったものに影響がない範囲で、可能な限り透明・公

正な扱いをして行きたいと考えている。RPS クレジットないし電気の契約については、かなり個別のところの一部の電力会社の名前が出る状況だ。その辺については、個別の事情が大きい。アンケートのQ4の10の「具体的に」という所で、2000kWh未滿のクレジット価格が大規模入札価格の影響を受ける結果というのは、悩ましい点である。クレジットという点に市場というアプローチを強く行っていくと、それは大規模な風力が有利である。我々電力会社も、できるだけ安く義務量を達成するところからは、どうしても大規模な所にならざるをえない。そうすると太陽光とか小規模な風力をどうするかということは、結論が出ていない。RPSの契約、電気の契約、クレジットの契約については、正直我々もまだ手探りという状況である。制度が一番円滑に行くのはどういう方向であるということを考えながら、私企業としてなるべくコストがミニマムになるような形で義務量を達成して行くという、両方を両立させることを考えながら対処して行きたい。

畑 直之（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

- ・ ありがとうございます。風力発電をやっている市民の立場から、北海道グリーンファンドの鈴木さんに意見をお願いしたい。

鈴木 亨（北海道グリーンファンド）

- ・ 北海道の鈴木です。先程吉田さんのお話にもあったが、地域や市民が取り組む風車はなかなか規模が大きくならない。したがって、3円とか3.3円とかという（電気のみ）価格の上に乗せられる価格がどのくらいになるのかによって事業が成り立つか成り立たないかという問題がのしかかっているのが実状である。北海道・東北の抽選に関連する事業化の関係で、4月以降補助金の申請などが迫っているので何とかしないといけないと思っている。せっかくの地域の取り組みなので、付加価値も含めて色々な意味で広げて行くことが社会にとって有益だと思うので、皆で議論して行きたい。

畑 直之（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

- ・ ありがとうございます。次に、廃棄物発電のクレジット取引の実例という事で、ご報告を東京23区清掃一部事務組合の林田さんをお願いしたい。先にひと言述べておきたいのだが、私も環境NGOの立場として必ずしも廃棄物発電をいいとは思っていないが、これはあくまでも新エネ利用特措法に基づくクレジット取引の実例ということでご報告を頂くものである。廃棄物発電の良し悪しについて議論するものではない。

林田 耕作（東京23区清掃一部事務組合）

配布資料：東京23区清掃一部事務組合における新エネ利用特措法に基づくクレジット取引の状況（詳細略、詳しくは上記配布資料を参照のこと）

- ・ 東京23区一部事務組合の林田です。現在清掃工場は18あるが、1つの区ではなかなかやりきれないので、23区でまとめていて、「本来は区が行う事務の一部を行っている」という意味で「一部」である。
- ・ RPS法のクレジットは基本的に需給で決まるものだと思っている。東京電力の話でわからなかったのは、間接コストはあまり変わらないのではないかと思う。

- ・ 現在、RPS 法のクレジットの発生量の今年度の予測が 3 億 5 千万 kWh である。これは東京電力の義務量 10 億の約 35% となる。関東近辺で見ると約 7 億程度なので、東京電力の 7 割はゴミ発電もっている。環境面からどうかという話もあり、ゴミ発電は新エネルギーではないが、我々の立場を話すのは、また別の機会とする。
- ・ 資料に入札結果を示しているが、基本的に全国のゴミ発電の単価を下げないというのが、最低価格の設定の一つの考え方である。もう一つは、風力発電の単価を下げないように、とも思っている。売電単価を上げ事業や参入者を増やすのが RPS の制度の趣旨であろうから、現状より下がるようでは意味がないと思い、そういう心意気でやっている。

(特に以下の詳細は配布資料を参照のこと)

- ・ 入札の最低価格は 9 円としていた。2003 年 11 月はイーレックスが落札。
- ・ なお、3 億 5 千万 kWh と 3500 万 kWh の差の 3 億余りは、東電に電気とクレジットと一緒に売っている。
- ・ 12 月・3 月の入札は、私たちの設定した最低価格に達せず、落札者なし。2004 年度まではバンキングできるため、先の価格を下げないという趣旨にもとづき、そのまま行く(今すぐ売れなくても構わない)。
- ・ 電気価値のみの取引状況であるが、ほとんどの清掃工場は電気・クレジットを合わせて東電に売っている、7.7 円である。資料に挙げている港工場と多摩川工場が電気のみを売っている。私たちは基本的に電気とクレジットを分けて高く売りたいと思っている。
- ・ 今後、2004 年度は、電気について見ても東電には 5 円弱でしか売れないが PPS に 7 円以上で売れるので、なるべく PPS などに高く売って行きたい。
- ・ これで行くと、クレジット価格自体は 2~3 円でも私たちの予算上は問題ないということになるが、そういうこと(安売り)はやらない。
- ・ 裏のページには、ゴミ発電のクレジット発生予測と動向を載せている。売電量の約 6 割が RPS クレジット量(新エネ相当量)になる。この量は全国で見ると義務量の約半分に相当する。また、全国の自治体は、少しでも収入増になるなら新エネ相当量を分離して売りたいと考えていることが分かる。この辺は風力と違うところだと思う。
- ・ 風力は長期契約で作る前に単価を決めないといけないので、電力会社がどうしても強い。我々の方は単年度契約である。今までは電力会社との関係で、仕方なく毎年値段を決めるようになっていた。結果的には、毎年契約を変えられるというのがかえて幸いしている。値段を上げたり、PPS に売ったり、年ごとに自由にできる。
- ・ 将来的に RPS 分が高く売れるようになれば、ゴミ発は一気に分離に移行するのではないか。

畑 直之(「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク)

- ・ ありがとうございます。私から確認を 1 つさせて頂きたい。最初の方で、9 円以上で売りたいと言われた。一方終わりの方で、「電気のみで 7 円で売れても、クレジットの部分が 2 円では安すぎるから売らない」とおっしゃった。最初の「9 円」には「電気のみ」「RPS クレジット」のそれぞれの最低線のようなものがあるのか。

林田 耕作(東京 23 区清掃一部事務組合)

- ・ 廃棄物発電(電気+クレジット)の単価を見ると、電力会社は 9 社とも 7 円 80 銭くらいで、余

り変わらないが、電気部分の値段が各社で異なり、東京電力は比較的価格が高いのだが、一番安い所は2円50銭の東北電力である。東北電力で見ると、8円の廃棄物発電単価に対し2円50銭が電気なので、クレジット相当は差し引き5円50銭となる。この価格の中にバイオ比率がかかっているため、バイオ比率(0.6くらい)で割り返すと、9円程度になるという計算である。先の説明の「9円」は、クレジットのみの価格である。なお、現在我々は大部分を電気とクレジット合わせて7.7円で東電に売っている。それに対して、入札したものは電気のみで7円以上で売られているので、差は1円ない。だから、予算的には東電に売っている価格が基準なので、クレジットが1円であっても予算達成上は問題ない。ただ、そういうことを勝手に行くと、全体のクレジット価格が下がる恐れがあるので、それは行なわない。東京電力が言っていた間接コストの話とは全く関係がない。

大林 ミカ(「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク 副代表)

- ・ 「2 電気価値のみの取引状況」に関して質問だが、来年度からはすべてクレジット部分は売らず、7.7円で東電に売っている他工場分も、電気のみで7.0~7.5円にすることか。

林田 耕作(東京23区清掃一部事務組合)

- ・ 説明不足だった。今までは全18工場のうち今まで1工場のみがPPSに売却していたが、2004年度からは3工場に増やすということだ。多摩川工場については、そのまま電気だけの売却を続ける。4工場で分離売買となる。

大林 ミカ(「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク 副代表)

- ・ 東京電力に売却されている3億9千万kWhは電気のみでの売却か、そのままか。

林田 耕作(東京23区清掃一部事務組合)

- ・ そうではない。3億9千万kWhは2003年度の話で、新たに分離売買になる2工場分が約9千万kWhなので、来年度に東京電力に電気とクレジットを合わせて売るのが3億kWhである。3億kWhのうちの約8割がバイオマス分であるので、2億4千万kWhをクレジットと合わせて東京電力に売却する予定である。ただまだ契約してないので確定ではない。本当は全部分離してもいいとは思っている。

畑 直之(「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク)

- ・ その一番多い「7.7円」についてだが、クレジットはいくらで電気部分はいくらなのか、分けて考えないのか。

林田 耕作(東京23区清掃一部事務組合)

- ・ 東電がそういうことは明示しない。バイオ比率は横浜で0.6あり、我々東京23区では分別しているので0.8である。このように、バイオ比率が違ってもかかわらず値段が同じというのはおかしいとは思っているが、現状ではひっくるめて考えられてしまっている。

大林 ミカ(「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク)

- ・ 今後、工場の新設など、廃棄物発電は拡大していく方向か。

林田 耕作（東京 23 区清掃一部事務組合）

- ・ ダイオキシン対策で清掃工場が随分変わった。増えてはいるが、売電量で見て今後 10 年間で 2 倍にはならないのではないか。廃棄物発電は熱効率が悪い。発電効率が改善されることで、増えては行くが、中で使う電力も増える。ほぼ約 2 倍の 50 億 kWh と予想される。それに対して新エネ相当量は 0.6 なので、30 億 kWh ぐらいではないだろうか。

畑 直之（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

- ・ どうもありがとうございます。どなたか林田さんのご報告に対して意見をお持ちか。

可児 浩一郎（日本風力発電協会 事務局長）

- ・ 今お話を聞いて風力発電にかかわる者としては、愕然としてしまう。入札を行ってイーレックスに 9.1 円/kWh で RPS クレジットを売却したということだが、最低入札価格を教えて頂けないか。

林田 耕作（東京 23 区清掃一部事務組合）

- ・ 先程申し上げたように、9 円/kWh である。9 円以上でないとは落札されないということだ。

畑 直之（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

- ・ 他に意見がある方がいたらお願いしたい。

吉田 恵一（東京電力株式会社企画部調査グループ 課長）

- ・ 私の先程の発言との関連だが、間接コストは大体同じだと林田さんはおっしゃったが、私もその通りだと思う。ただ例えば、イーレックスが 5 万 kWh を買う時に、仮に 1 ヶ月の 1 人働く場合の人件費を 30 万円として、5 万 kWh で割ると「6 円/kWh」ということになる。それに対して、大きな電力会社では 30 万円かかったとしても（分母の kWh が大きいので）「0.00 いくつ円/kWh」になる。そういうことで、RPS クレジットを買う時も、我々大きな会社は間接コストを余り考えなくてもいいが、（義務量の小さい）PPS の場合は考える必要があり、間接コストをミニマムにすることが大事である。例えば、なるべく早く義務量を達成すれば、間接コストは余りかからないで済むのではないか。
- ・ 念の為補足しておくが、林田さんの資料の表の下から 4 行目に「他工場は廃棄物発電単価で電気の価値とクレジットを合わせ東電に売却」とある。電気としては 3.9 億 kWh を東電が買い取っているが、RPS クレジットはバイオ比率をかけたバイオ分の量だけである。ただ、ご指摘のあった、バイオ比率が違うにもかかわらず値段が同じことに関しては、確かに懸念・疑問はあるかとは思う。

飯田 哲也（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク 代表）

- ・ 経産省・堀室長にコメントをお願いしたい。今日のご報告からしても、廃棄物発電と風力発電とは RPS 制度の下で、明らかにフェアではないことがはっきり出ていると思う。1 つは、既存

のプラントと新設のプラントでは明らかにコストが違う。既存のものはスポットで売れるし、量も大きいし、売り手市場で勝負に出ることができる。しかし、これから作る風力発電はそういうことは出来ない。また廃棄物発電では PPS に売却できるが、風力発電では 30 分同時同量は不可能なので、電気で勝負も出来ない。こういったことから、やはり同じ枠の中で競わせるのは無理があるのではないか。このまま放っておくと、ゴミ発電は全量売れるが、風力発電は事業リスクが大きくて大変だという話になるのではないか。経産省はいかが考えるか。

堀 史郎（資源エネルギー庁新エネルギー等電気利用推進室 室長）

- ・ RPS 法については、いろいろ過去の経緯がある。まず、既存の施設と新設の施設は両方が対象になっている。過去の契約についてはエネルギー源ごとに契約形態が異なるなど、いろんな経緯があってそのようになっており、若干複雑であるということは事実だと思う。ただ、一つ一つ見てみると、長期契約にするか単年度契約にするかについては、風力発電にとってもゴミ発電にとっても、それぞれ選択権が与えられている。今は与えられない所も、これからそうなっていくと思う。もちろん、電力会社としては長期契約を念頭に契約している所もあるやに聞いているし、逆に、単年度契約で風力を契約する所もある。色々な選択肢を用意するという事は取引の円滑化の中で必要とされるので、これからそういう形になって行くと思う。ただ現実問題として、風力発電の場合はファイナンスを含むということになっており、その場合は 15 年とか長期の契約をしないと、ファイナンス会社がファイナンスをしてくれないということはある。風力事業については、単体での事業であるので、現実としてはやはり長期契約を行うということだろう。その時に、個々の事業が赤字になったらどうかというのは、なかなか難しいところである。風力の場合、価格は非常に安くなって来ているが、その中では事業者として採算ラインでやっている訳だと思う。これから、RPS クレジットというものがある中でやって行くについては、クレジットの上下があり一概には言えないし、競争力の有る無しはあると思うが、それなりには入って行くのではないか。ゴミ発電は、自治体がやっていることもあって、コスト計算は非常に微妙である。コストといっても、若干建前論で高値で売られているため、9 円というのは世間の方からいうと若干高いとは思う。ただ、このような形で相場がこれからできていく時に、11 円という上限価格もあるが、おしなべて均らせばクレジット価格は 5.5 円くらいではないだろうか。それを大きく下げないというのは一つの見識ではないかと思う。市場というのはアクターが多く参加することにより、市場の取引状況というのが形成されていくと思う。今のところそれ程悪い影響を与えているとは思わない。ご懸念の点は、ゴミ発電が参入することにより風力を駆逐してしまうということではないかと思う。現実問題として、先ほど林田さんがおっしゃったが、今の倍として 50 億 kWh という見積もりは若干高すぎると思うが、仮にそうだとしても、バイオマス分では 30 億 kWh にしかならない。本来廃棄物発電は 46 億 kWh を見積もっているのだから、少し足りないくらいである。そういう現実を見れば、ゴミ発電が風力を駆逐するというのは現実的にはありえないと言ってよい。そういう形で、費用の面での限定条件がないのであれば、つまり対立性がないのであれば、価格の面でいろんな価格が出来ること自体は市場にとっては悪いことではないのではないかと思う。

林田 耕作（東京 23 区清掃一部事務組合）

- ・ 私の話から、全国の自治体が我々と同じ様な事を行っているような印象をお持ちになったかも

しれないが、そうではない。全国で 100 ほどの大きな清掃工場があるが、現在（電気とクレジットを）分離して売却しているのは我々の一部事務組合だけである。他はむしろ電力会社から非常に強い圧力を受けている。いろいろな情報が入ってくるが、「このようにしなかったら契約を更新しない」といった例もある。分離自体ができない自治体がほとんどである。従って、風力の団体とも協力したいと思う。電力会社というのは自分では力（が大きいこと）を知らないのかもしれないが、（その力を）受ける方としては大変だという状況である。そういう面では風力と同じだと思うが、我々の方が量的に多かったのでいろいろなことが出来た。

畑 直之（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

- ・ それではご意見ご・質問等がなければ、続いて GEN の方から、系統連系研究会、電力会社への再質問の回答、論点整理、と、お手元の資料順に 3 点の報告を行いたい。

飯田 哲也（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク 代表）

配布資料：「系統連系研究会」報告

配布資料：「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」における電力買取に関する公開再質問状への回答

配布資料：新エネ利用特措法検証委員会 論点の整理

（詳細略、詳しくは上記配布資料 3 点を参照のこと）

- ・ 上記 3 点の資料に沿って、報告・説明。

畑 直之（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

- ・ ありがとうございます。それでは、全体についてご自由にご意見を出してほしい。

岡本 浩（東京電力株式会社本店技術部系統技術グループ マネージャー）

- ・ 系統連系研究会に参加させて頂いた。ただ、研究会の取りまとめについては当社の見解ではないということを確認したい。
- ・ 飯田さんの話の中で、接続（連系）のプロセスやコストに不透明感があるという指摘があった。研究会に参加して気付かされる面も多かった。これについては当社では昨年より随時受付をやっており、事業者の話を聞きながら丁寧に、基本的に接続が上手く出来る方向でやらせて頂いている。ここに「系統連系協議の標準的な手続き」の表（資料：「系統連系研究会」報告 P.14）があるが、ここに書いてあるイメージで実際我々としてはやらせて頂いている。まず表中の説明責任については、制度上我々に説明責任がどうあるかは別として、我々の社会的責任として説明責任があると理解しており、基本的には極力接続できるように配慮している。しかし、希望される連系箇所に空き容量がないこともありえるので、その場合は、十分な説明責任を果たして説明したい。随時受け付けの会社とそうでない会社があるなど各社の対応が違うという指摘があったが、受付数が相当違うため、人員的な点も含め実務的な課題があろう。例えば東北電力や北海道電力では受付数も当社より桁違いに多いということがある。また、そういった地域では風力の条件の良い地点は重なってくるので、その調整も必要かと思う。もう一つ大きな課題としてあるのが、周波数、つまり需給バランスについてである。風力は変動する電源だということは確かである。東北電力エリアの状況に関して聞いている話では、接続されている風

力の連系量を 100 とすると、時間帯によっては全部合わせても 0 になることもあるし、最大では 80 程度のこともある。つまり 100 に対して 0 から 80 ぐらいの間で変動が生じる。20 分以内に限って観測データを見ると、大雑把に言えば 30% 程度の変動になる。電力会社は周波数制御のための調整能力を持っておりそれで対応するが、そういう意味で、変動する電源がそれだけ増えてきているため、需給のバランスを風力以外の電源が補完することになる。端的には北海道電力のように周波数の変動で現れる。この問題については、基本的には技術面で費用対効果が良い方法を検討していく必要があると思っている。

- ・ 需給バランスの問題に関して会社間連系線の活用についてのご指摘もあった。会社間連系線は歴史的には、電力会社が相互に使って応援してきた。最近では、電力の自由化に対応するために使用するという政策も出てきた。また新エネのために使っていくという考えもあるが、政策面での合意が必要であろう。我々は連系線の運用については責任を持ってやっているが、利用の方法については政策的方向性が必要である。なお、北本連系線については、緊急用の空き容量が多すぎるのではないかと指摘があった緊急車両用にレーンをあらかじめ空けておくことに対応して必ず必要だが、電力会社間で緊急用にどれだけ使うかについては、説明責任があると思う。その残りを、自由化のため、あるいは新エネのためなどにどう使うかというのは、まさに政策議論だ。
- ・ インバランスについては、制度的にも技術的にも難しい話である。風力が変動する電源であり、その変動分の穴埋めをしている電源をどう考えるかということである。飯田さんはインバランス市場を作ることによる価格の透明化を考えていると思う。技術面では、50Hz エリアと 60Hz エリア、あるいはより細かく電力会社のエリアごとに需給のバランスを取るのだから、そのエリアごとにインバランス市場を作ったとすると、その提供者（プレーヤー）は実質上エリア内の電力会社しかない。したがってあるエリアのインバランス供給ということに限って言えば、独占的に供給させて頂いている。この部分は規制の下にあって規制料金で提供させて頂くというのが自然な整理だと思う。あえてインバランス市場を作ろうとすれば電力会社を細かく分ければいいなどという議論が出るかもしれないが、イギリスでの失敗もある。基本的には我々がインバランスを提供するための原価について、規制の中で検討するということが、日本では最も現実的ではないか。
- ・ 周波数調整に関するアンシラリーサービスについてのコスト（費用負担）の問題は、量が少なければ余りないだろう。しかし、今後導入量の拡大を考える中では、検討して行かなければならないと思う。自由化制度との関連などもあり、難しい課題だと思う。
- ・ 系統連系研究会では意欲的によくまとめて頂いたと思うが、報告書の中で電力会社による説明がいくつか「説得力のない説明」とされている点は残念である。また機会があれば参加したい。

飯田 哲也（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク 代表）

- ・ インバランスについてだが、私はそこまでの市場をイメージしてはいない。まず、風力なら風力の費用を明らかにした上で、それを誰が負担するのか、クレジット価格で上乗せするのかということを考えて行くべきだということだ。北本連系のインバランスについては、風力以外は費用化されていないので、そういうところから取り組んで行くのが第一歩ではないか。ということで、今すぐ市場ということではない。なお来年度以降も、系統連系研究会についてはよろしくお願ひしたい。

- ・ 経産省の系統連系の検討に関して報道などもあるので、堀室長に状況を少し伺いたい。

堀 史郎（資源エネルギー庁新エネルギー等電気利用推進室 室長）

- ・ 風力に関しては、常に系統の問題が議論されてきている。2 つ問題があり、周波数による導入制約の問題と、系統の情報開示や手続きの透明化とである。後者は説明責任や透明性などは電力会社にも理解されている、どう制度化して行くかは今後の議論になろう。2 つとも風力の導入を進めるのに不可欠な課題であり、過去の審議会でも今後検討を行うことは明示されており、早晚審議会などで検討することになろう。

大林 ミカ（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク 副代表）

- ・ 系統の研究会が近々立ち上がると「電力時事通信」に掲載されていたが、それについてお聞かせ願いたい。

堀 史郎（資源エネルギー庁新エネルギー等電気利用推進室 室長）

- ・ 系統問題については、この RPS をつくった審議会で 3 年を目途に検討するということになっており、既に 1 年経ってしまった。また、国会の場でもご議論頂いている。今年度中と言うともはや時間が少ないが、出来るだけ早く検討を開始したいと思っている。

大林 ミカ（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク 副代表）

- ・ 先程の佐藤謙一郎議員とも一緒に、自然エネルギーの促進法を民主党で提案なさっている金田誠一議員から一言お願いしたい。

金田 誠一 衆議院議員

- ・ 多忙で皆さんの議論に最初から参加できず、残念である。民主党の金田と申します。地元は北海道・函館である。近くの瀬棚町で日本初の洋上風車が 2 基設置された。町長も張り切っていたが、クレジットの買い手がまだ見つからない状況だ。国会は何をやっているのだと言われていた。私は RPS 法案への対案の提出代表者であり、セカンドプライスオークション方式を提示した。その時も私たちの案の方がベターだと思っていたが、RPS 法がここまでひどいとは思っていなかった。法案を作る前のクレジット価格のシミュレーションでは一定の価格形成がされるとあったが、それはどうなってしまったのか、という思いである。こうなってしまった理由は、義務量が低すぎることと、どの電源でもかまわないという 2 点が大きいと思う。義務量は法律事項ではないので政府がやろうと思えば引き上げが可能なので、緊急に行うべきだ。また、風力でいくらバイオマスでいくらと各電源の中身の割り当てを決めれば、また違ってくるのではないか。この不況の中、成長産業をみすみすつぶすとはどういうことかと、やるせない思いだ。本集会の盛会を祈って、挨拶とさせて頂きたい。

大林 ミカ（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク 副代表）

- ・ まだ時間があるので、先程飯田代表から示した「論点の整理」について、正田さんからご議論を願いたい。

正田 剛（日本自然エネルギー株式会社）

- ・ 日本自然エネルギーの正田です。まとまった結論を出すことが目的ではないということなので、論点についてだけコメントしたい。
- ・ 「論点の整理」の「制度選択の課題」の所で、RPS 法と FIT（フィード・イン・タリフ、固定価格制）が中心に書かれている。しかし「制度」と単に言った場合は、炭素税やグリーン電力もあるはずだが、それは周辺制度ということなのだと思うが、周辺と周辺でない制度の定義がはっきりしていないようなので、はっきりした方がよい。ここでは自然エネルギーに特化した何らかの強制力を持った政策を指しているのだろう。それならそういうものが必要なのだという仮定を置いた上で整理した方がよい。ここでは自然エネルギーの量が価格を決めた政策を議論しており、炭素税やグリーン電力は直接そうではないから入れていない、という整理が必要ではないかということだ。
- ・ 「ファイナンス面から見た課題」では、「2010 年以降の取り決めがないことによるリスク」はあると思うが、2007 年からの急変リスクは、「急減」でなく「急増」なので余りないのではないか。むしろ 3 年後の見直しのリスクの方がはるかに大きいと思う。
- ・ 図の整理の「供給者 RPS」では供給側であって、需要側ではないのではないか。

飯田 哲也（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク 代表）

- ・ これは、発電事業者かそうでないか、という分け方である。発電に直接入る政策か、そうではないものかということである。

大林 ミカ（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク 副代表）

- ・ 風力の堀さんに、もし何かあればお願いしたい。また、地熱発電の代表として城後さんにおねがいしたい。

堀 俊夫（風力発電事業者懇話会 / 株式会社ユーラスエナジーホールディングス）

- ・ GEN の「論点の整理」で「2010 年以降の取り決めがないことによるファイナンスリスク」とあった。この時の問題は義務量が少ないということである。そのために、風力資源が豊富な北海道電力・東北電力がこれ以上買うモチベーションがないということだ。我々の要望としては、今の義務量である 1.35%を見直すことと、2010 年だけではなく 2020 年の大きな目標値を設定して頂きたい。今の制度の下では、本当に先が見えないという状況で、私ども風力発電事業者としては、果たして風力をやっていけるか不安である。義務量の引き上げなどで、先があるかということを示し、純国産エネルギーを育てるという観点から考えて頂きたい。

城後 知明（日本地熱開発企業協議会会長）

- ・ 地熱の方からは新エネ利用特措法の検証といったことでは、残念ながら報告することはない。報告することがないということ自体が問題だと思っている。ご案内のように、ほとんどの地熱発電の方式が対象から除外されている。そのため、設備認定もなく、当然取引もない。なんとか国際的な観点からも入れて頂きたいと思う。本来の RPS 法の趣旨である、環境面や、国産エネルギーといった面から考えても、なぜ入らないのかと率直な疑問を持っている。（対象となる発電方式の）バイナリー発電は地熱の中でも新しい技術であり、色々な面で補っていかないと

成り立たない。こういった点を認識して頂ければと思う。

大林 ミカ（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク 副代表）

- ・ 地熱発電の売買・取引自体は、現状としてはこういった形態となるか。

城後 知明（日本地熱開発企業協議会会長）

- ・ 基本的に私どもは地熱ディベロッパーであり、蒸気を供給する側である。基本的にはほとんど電力会社に蒸気を買って頂く事になる。それは当然電力会社との契約で行っている。RPS 法の下では、電力会社と「一気通貫」の形にしていく努力が必要だろうと思う。

大林 ミカ（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク 副代表）

- ・ 現状として、この制度自体をどう変えればいいのかについては、来年「見直し」が始まることや、系統の議論がなかなか難しく資源エネルギー庁のお答えもはっきりしなかったことなどが、ここでの議論にも反映されていると思う。この場所は、自然エネルギー政策としての新エネ利用特措法について各ステイクホルダーが参加して唯一公開で議論が行われている場であり、1 年間やらせて頂いた。GEN からの整理が出たが、この課題がどう解決していくかが、今後のトピックになって行くであろう。政策となると、対政府・対資源エネルギー庁との対決となってしまうので、今後も働きかけていくが、系統連系の報告書などこれらの資料をどう使っていくかについて、飯田さんからお聞かせ願いたい。

飯田 哲也（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク 代表）

- ・ GEN では、新エネ利用特措法検証委員会と系統連系研究会とシンポジウムを集めた PDF を HP で発表していく。系統連系は非常に多いので、それはそれでパッケージングして、とりあえずまず公開する。堀室長の所で系統の小委員会が立ち上がるなら、そこで出したりしたい。系統に関しても来年度も引き続き研究会をやって行きたい。全体と系統の両方について、いろいろ議論していく足場ができたと思う。来年度も足場を固める作業をしながら、制度見直しに向けて働きかけの部分もやって行きたいと考えている。

大林 ミカ（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク 副代表）

- ・ 今日は NGO も多く来て頂いているので、WWF の鮎川さんからもコメントを頂きたい。

鮎川 ゆりか（世界自然保護基金ジャパン（WWF ジャパン））

- ・ WWF の鮎川です。私は温暖化の担当であり、継続的に（新エネ利用特措法の問題を）フォローしてきた訳ではないので、今日の話は難しかった印象がある。私は再生可能エネルギーは温暖化対策の重要な部分だと考えて関わっているが、政府の政策の中で再生可能エネルギーが温暖化対策に欠かせないものだという政策的位置付けがないことが問題である。イギリスは 2050 年までに 60% の CO2 削減目標を打ち出した。内訳に原子力が入っていることなど問題もあるが、再生可能エネルギーには重要な政策的位置付けがある。そういう政策的位置付けを獲得することがまず必要だろう。同時に RPS 法を良いものにする必要がある。再生可能エネルギーのみならず、温暖化対策もどうしてもやらなくてはいけないことであるのに、そのためのきちんとし

た政策がない。再生可能エネルギーにも（きちんとした政策が）ないことと考え合わせると、日本の温暖化政策は非常に遅れているという懸念を感じる。

大林 ミカ（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク 副代表）

- ・ NGO ではないが、遠藤さんからなにかあればお願いしたい。

遠藤 昭（日本風力開発株式会社）

- ・ 日本風力開発の遠藤です。お願いというか要請を申し上げたい。政策的なところで、RPS 法のことに関してである。先月 25 日国際シンポジウム「自然エネルギー 2004 in Japan」が開催された時に河野太郎先生が「RPS 法は間違っている」とはっきりと言われていた。今日は金田先生からも見直しについて言及があった。事業者から見ると、RPS 法がどうなるかに非常に関心が強く、心配である。風況などから見て事業者としては北海道で相当大きな量を導入したいと思うところだが、（北電の）25 万 kW（制限）がある。系統連系・周波数の問題もある。まず、東北・北海道に偏在している風力エネルギーをどう活用するか、ということがある。次に RPS をやるからには、風況のやや悪い所をどう開発するかが課題である。普通は量が増えれば値段は安くなるものだが、風況のやや悪い所になると、送電線などの負担が（相対的に）大きくなっていく。そのコストは誰が負担するのか、事業者だけか、電力会社が負担するというのはとんでもないだろう。私自身は、受益者負担ということをお願いすべきだろうと思う。やはり電気を多く使う人がそれなりの負担をして頂くということだ。つまり、電気料金に反映されることになると思う。その中で相場観が出てくれば良いが、今のまま RPS 価値の値段が下がってくると、その中で頑張っていけるのは何社あるか、寂しい将来になる可能性がある。従って、上限があって下限がないといった状態が続くと、「2010 年 300 万 kWh」は達成できないということになる。事業者としては事業としてはこれ以上拡大できないという危機に陥るのではないか。「3 年後見直し」だが、より早く検討を始めることをお願いしたい。

堀 俊夫（風力発電事業者懇話会 / 株式会社ユーラスエネルギーホールディングス）

- ・ 同じ事業者として申し上げる。サイトが悪くなることで建設条件などが大変なのだが、一番の問題は風そのものが良くないことである。入札で競争が激しくなっており、競争に勝つためには大規模にやるとか良い場所を押さえていることなどが必要になってくる。RPS 法とは、再生可能エネルギーを伸ばすための政策なのか、それとも市場原理で安さを追求することがメインなのか、根本的なところに入っている議論が必要だ。フィード・イン・タリフ（固定価格制）は、高く買うという議論がある。しかし、風力に関して言えば、日本は風がヨーロッパほどは良くない。フィード・イン・タリフ（固定価格制）でリーズナブルな値段を設定されることで、われわれ事業者も採算が取れるように努力する必要があるということであり、単純に高い利益が出るということではない、その点を誤解しないで頂きたい。

可児 浩一郎（日本風力発電協会 事務局長）

- ・ 付け加えたい。デンマークでは、風車は 8 割が個人または個人が作った組合が投資している。日本では NPO による風車はまだ 3 基である。今の RPS 法のもうひとつの問題は、小規模の事業者を救う措置が一切ないことである。風が弱くなると、3 乗で効いてくるので、とても厳し

い。しかも大規模に設置できる場所は段々無くなるし、大規模にやれる場所は大手が押さえている。個人・NPO・市町村では無理になっている。そうすると、300万kWhという目標を達成することは夢の夢である。大手でさえ厳しいので、小さい所を早めに救済する形を制度として行わなければ難しいだろう。

大林 ミカ（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク 副代表）

- ・ 経産省・中島さんから何かあればお願いしたい。

中島 恵理（資源エネルギー庁新エネルギー等電気利用推進室 室長補佐）

- ・ 貴重なご意見をどうもありがとうございました。私としては先程のような問題点をお伺いして、RPS法の運用で改善できる点があれば具体的に考えて行きたいと思うので、是非具体的にご提案頂ければと思う。小規模事業者への配慮に関しては、ひとつは、全体的な導入枠を増やすことで大規模事業者も小規模事業者も両方入るような制度にしたい。そのため、系統連系の対策も進めていくことが重要である。今後300万kWhの目標を達成するために議論を進めていきたい。エネ庁としてはRPS法が主だが、去年の12月から「新エネルギー産業ビジョン検討会」を行っている。これは新エネルギーをビジネスという観点から見てどういった方向に今後向かって行くのだろうか、という点を議論するものである。今出された問題点などを含めて、より良い政策について検討して行きたい。

畑 直之（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

- ・ 中島さんに質問である。義務量を大きくすべきという意見があったが、行政的にはどういう手続きが必要か。政省令改正などはやろうと思えばすぐできるのか。

中島 恵理（資源エネルギー庁新エネルギー等電気利用推進室 室長補佐）

- ・ 目標については法律に規定があり、「4年毎に当該年度以降の8年間の目標を定めなければならない」とある。また、法律上、総合資源エネルギー調査会の議論を聞いて行う、ということになっている。その結果、政省令になるかということについては、今の利用目標は告示で出されているので、その並びになると思う。法律上は4年ごとに利用目標を定めるとある。しかし、法律3条3項の規定では「新エネルギー等の普及の状況、石油の需給事情その他の経済的社会的事情の著しい変動のため特に必要であると認める時は、総合資源エネルギー調査会の意見を聞いて新エネルギー等電気利用目標を変更するものとする」とあるので、4年たたないと見直せないという訳ではない。

畑 直之（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

- ・ 各電力会社の義務量も同じことか。

中島 恵理（資源エネルギー庁新エネルギー等電気利用推進室 室長補佐）

- ・ そうである。基本的に利用目標をベースに基準利用量（義務量）が決められているので、利用目標が変われば基準利用量をどうするかということになるだろう。

大林 ミカ（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク 副代表）

- ・ 環境エネルギー政策研究所では、政府の「長期エネルギー需給見通し」に対する、「市民エネルギー調査会」を立ち上げて、今代替シナリオ案を作っている。政府の審議状況をみていると、今回の見直しにあたり新エネ部会が開かれず、需給部会と省エネ部会で話を進めている。それからして、風力と言えば 300 万 kWh といった目標値の見直しはなさそうだ。明日総合資源エネルギー調査会があるが、3 年に 1 度見直されている状況なので、近々には見直しの予定がないと思われる。国としての自然エネルギー政策の位置づけがあって、それが個々の政策に活かされるのが重要なのではないか。是非、新エネルギー政策を担当している部署には頑張ってもらいたい。

本橋恵一（環境・エネルギージャーナリスト）

- ・ RPS 制度について議論するに際して、そもそもそれ以前に、RPS 法が何かということも一般には伝わっていない。東京電力の電気の何%が太陽光で何%が風力による発電であるか、ということもお客さまに伝わっていない。これから日本の電気は何%を風力にするのか、なども伝わっていない。それが伝わった上で、この RPS という政策がどうなのか、という議論になるはずだ。例えば、お客様が風力からの電力を買いたいという時にそういう配慮がなく、最終的な消費者が非常に見えにくい。国民的合意を形成する必要があると思う。

正田 剛（日本自然エネルギー株式会社）

- ・ 政策の中身について、結局のところ、自然エネルギーの導入量を増やすためには、RPS 制度なら義務量を増やすしかない、フィード・イン・タリフなら高い固定価格を設定するしかない、というのは火を見るより明らかだ。なぜそれができないかというと、系統電力のことだけを考えると、負担者は電力会社と新規発電事業者だけに集中してしまう。要は、電力セクターしかコスト負担しないから、誰が見ても不公平だ。不公平だという電力セクターの反論に、「それは入れるんだ」と押し切れない。以前、新エネルギー部会で、「RPS 制度は CO2 に対する公租公課だ、日本全体の CO2 に対する公租公課について結論が出ないうちに、なぜ先に RPS 法が決まるのか」という意見があった。つまり、日本として CO2 に対してどう対応するかという結論が出ないうちに、先に新エネのみをしゃにむに進めようとして、負担を電力業界のみに持たせようとしても限界がある。だから回り道のようにも、自然エネルギーの議論はやりつつ、炭素税などで全セクターで「広く薄く負担しましょう」というものを作って行き、それから RPS 法やフィード・イン・タリフを入れるのが、むしろ早いのではないか。

飯田 哲也（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク 代表）

- ・ 中身には大いに異論がある。「自然エネルギーイコール CO2」ではない。価格で見れば明らかで、CO2 削減のコストははるかに安い。なぜ欧州が再生可能エネルギーに熱心なのかというと、4 つの理由がある。第 1 の理由は環境保全である。環境保全は CO2 削減だけでなく、大気保全の防止、放射能が出ないこと、などがある。第 2 は、雇用・経済の恩恵である。第 3 は、地域開発である。第 4 はエネルギーセキュリティである。これを欧州は「宝石箱」と表現しており、CO2 削減はダイヤモンドかガラス球かわからないがそのうちの一つである、再生可能エネルギーにはいろいろなものがあるということだ。先程の論点整理は、私だけの整理ではなく、オランダの

研究者のハースの整理であるが、再生可能エネルギーに関する直接の措置と間接の措置があり、炭素関係は間接措置としている。そして、持続可能な社会を作るためのエネルギーの基盤は再生可能エネルギーしかない、もちろん省エネも。炭素関係がそろわないと議論ができないというのは大いに異論がある。同時に、政治プレイヤーが多くなりすぎるのでかえって複雑になるのではないか。

正田 剛（日本自然エネルギー株式会社）

- ・ 先の私の発言の趣旨は、炭素関係を強調したのではなく、「オール・エネルギー」で捉えないといけないということを申し上げたものだ。自然エネルギーに関しては飯田さんとまったく同じ意見だが、その中で電力だけを狙い打ちしていくのは社会的にも適正でない。国産の自然エネルギーを使っていくのが電気でも熱でも共通の課題なので、もう少し視野を広くした方が良いのではないかということだ。

大林 ミカ（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク 副代表）

- ・ 今回もさまざまな議論が出た。今まで1年間で様々な論点が出てきたが、何度も同じことを繰り返していると感じている。（自然エネルギーが停滞するという）恐れていた事が具体化してきた状態である。そこを良くしていく努力を今後も続けて行きたい。最後に飯田さんからまとめをお願いしたい。

飯田 哲也（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク 代表）

- ・ 来年度も情報共有の場として設けていきたい。徐々に論点も整理されつつある。行政にしる、国会議員にしても、政策の場で取り上げていくのに役立つと思うので、是非ご協力頂ければと思う。系統問題は引き続き重要であり、経産省の（設置される）小委員会の議論もあるだろうし、私たちの系統連系研究会で積み重ねてきた議論を今後も是非発展させたい。一部の人を悪者にせず、皆の負担でいかに普及させていくのかということ考え、日本の現実の中で次の一歩をどうするかということを探りたい。今月中には報告書をHPに公表する予定である。本日もお忙しい中ありがとうございました。

第3回「新エネ利用特措法検証委員会」出席者リスト（敬称略、傍聴者を除く）

NGO

鮎川ゆりか	（世界自然保護基金ジャパン（WWF ジャパン））
岡崎 時春	（FoE Japan）
河田 鐵雄	（ホームサイエンス舎）
鈴木 亨	（北海道グリーンファンド）
飯田 哲也	（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）
大林 ミカ	（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）
畑 直之	（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク / 気候ネットワーク）

研究者・ジャーナリストなど

丸山 康司 (独立行政法人 産業技術総合研究所 技術と社会研究センター研究員)
本橋 恵一 (環境・エネルギージャーナリスト)

自然エネルギー事業者及び関係事業者

城後 知明 (日本地熱開発企業協議会会長)
菅野 弘則 (日本地熱開発企業協議会 / 奥会津地熱株式会社)
堀 俊夫 (風力発電事業者懇話会 / 株式会社ユーラスエナジーホールディングス)
小松崎勇一 (株式会社ユーラスエナジージャパン)
可児浩一郎 (日本風力発電協会事務局長)
遠藤 昭 (日本風力開発株式会社)
斉藤 哲夫 (富士電機システムズ株式会社)
山田 正人 (三菱重工業株式会社原動機事業本部電力部新事業グループ)
正田 剛 (日本自然エネルギー株式会社)

電力会社

吉田 恵一 (東京電力株式会社企画部調査グループ課長)
岡本 浩 (東京電力株式会社技術部系統技術グループマネージャー)

地方自治体

林田 耕作 (東京二十三区清掃一部事務組合施設管理部発電計画担当課長)
山口 恭右 (長野県企画局地球環境課地球環境グループ)

国会議員

佐藤謙一郎 (衆議院議員・民主党)
金田 誠一 (衆議院議員・民主党)

経済産業省

堀 史郎 (経済産業省資源エネルギー庁新エネルギー等電気利用推進室室長)
中島 恵理 (経済産業省資源エネルギー庁新エネルギー等電気利用推進室室長補佐)